

障害福祉関係ニュース 平成30年度3号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算356号
(平成30年6月11日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | |
|---|-------|
| 1 厚労省「災害時の福祉支援体制の整備について」が発出される | …P. 1 |
| 2 障害福祉サービス等情報公表システムの入力について（平成30年7月末日締切） | …P. 2 |
| 3 「交通労働災害防止のためのガイドライン」が改正される | …P. 2 |

II. その他の関連情報

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| 1 「あん摩マッサージ指圧コンテスト2018」のご案内 | …P. 3 |
| 2 第20回糸賀一雄記念賞・第4回糸賀一雄記念未来賞の募集について | …P. 4 |
| 3 「職場研修担当者研修（施設職員等コース）」参加者募集のご案内 | …P. 5 |

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 「災害時の福祉支援体制の整備について」が発出される

厚生労働省は、「災害時の福祉支援体制の整備について」(平成30年5月31日/社援発0531第1号)を各都道府県知事宛に発出しました。

近年の災害においては、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が緊急の課題となっています。

このような状況を踏まえ、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取り組みを推進するための「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が策定されました。

今後、本ガイドラインを参考に、各都道府県において、管内市区町村や関係団体等と協働のうえ、災害時の福祉支援対策の構築が進められることとなります。

詳細は、下記URLをご参照ください。

[厚生労働省HP]ホーム> 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般
> 災害時における福祉支援体制の整備等

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209718.html>

2. 「交通労働災害防止のためのガイドライン」が改正される

厚生労働省では、平成 30 年 6 月 1 日に標記ガイドラインの一部改正を行いました。

平成 29 年の労働災害発生状況を見ると、労働災害による死亡者 978 人のうち、202 人が道路上における交通事故によるものであり、この死亡災害の半数以上が、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車保有する事業場以外の事業場で発生しています。

事業所の皆さまにおかれましては、下記の改正点を含めた本ガイドラインの主旨をご理解の上、交通労働災害防止対策の推進にご配慮いただきますようお願いいたします。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」新旧対照表

改正後	改正前
<p>第 3 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施 3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置 (1) 点呼等の実施</p> <p>事業者は、安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等により、疾病、<u>疲労</u>、<u>睡眠不足</u>、<u>飲酒</u>その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録すること。</p> <p>また、事業者は、乗務開始前 24 時間における拘束時間の合計が 13 時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認すること。</p> <p>なお、点呼は対面によるものとするが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法で実施して差し支えないこと。</p>	<p>第 3 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施 3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置 (1) 点呼等の実施</p> <p>事業者は、安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等により、疾病、<u>疲労</u>、<u>飲酒</u>その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録すること。</p> <p>また、事業者は、乗務開始前 24 時間における拘束時間の合計が 13 時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認すること。</p> <p>なお、点呼は対面によるものとするが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法で実施して差し支えないこと。</p>

3. 障害福祉サービス等情報公表システムの入力について（平成 30 年 7 月末日締切）

平成 30 年 4 月より、障害福祉サービス等情報公表制度が施行され、WAMNET の仕組みを活用した「障害福祉サービス等情報公開システム」が運用開始となっています。

5 月 8 日より事業所ごとの入力開始されていますので、障害福祉サービス等情報の公表開始に向けて、7 月末日の締切までに入力を完了していただくようお願いいたします。

入力方法等の詳細につきましては、下記URLをご参照ください。

独立行政法人福祉医療機構>障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡版
<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/>

II. その他の関連情報

1. 「あん摩マッサージ指圧コンテスト 2018」のご案内

日本のあん摩マッサージ指圧の啓発および、あん摩マッサージ指圧師の資質の向上と技術の研鑽を図り、国民の保健衛生、健康の増進に寄与することを目的として「第 1 回あん摩マッサージ指圧コンテスト 2018」が平成 30 年 7 月 28 日（土）に開催されます。

有資格者および一般参加者への施術の 2 部門の合計点で審査されるコンテストに加えて、健康に関する講演やトークショーもございますので、関心のある方はぜひご参加ください。

あん摩マッサージ指圧コンテスト 2018 開催概要

1. 日 時：平成 30 年 7 月 28 日（土）11 時 30 分～18 時 30 分
2. 会 場：東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル 9 階
株式会社マイナビルーム（地下鉄東京メトロ東西線 竹橋駅直結）
3. 主 催：一般財団法人 一枝のゆめ財団
4. プログラム：
 - 11：30～12：00 開会式
 - 12：00～14：00 コンテスト『プロ審査部』
 - 13：00～14：00 講演会「東洋医学でセルフケア」
講師 矢野 忠 先生（明治国際医療大学 学長）
 - 14：00～15：30 コンテスト『一般参加者による審査の部』
 - 15：30～16：30 講演会「美顔率 セルフマッサージケア」
講師 土門 奏 先生（土門治療院 院長）
 - 16：30～17：00 表彰式・閉会式
 - 17：30～18：30 スペシャルイベント『一枝のゆめフェスタ トークショー』
辛坊治郎氏 × 岩本光弘氏
5. 申込方法：
 - 【出場選手】
 - 募集人数：30 名（応募多数の場合は抽選）
 - 応募資格：日本のあん摩マッサージ指圧師免許を有する者。
 - 参加費：15,000 円
 - 応募方法：マッサージ指圧コンテスト 2018 の HP(<http://amscontest.wp.xdomain.jp/>)よりお申し込みください。（受付締切：平成 30 年 6 月 30 日（土））
 - 【一般参加・一般審査員】
 - 参加費：1,500 円
 - 応募方法：マッサージ指圧コンテスト 2018 の HP(<http://amscontest.wp.xdomain.jp/>)よりお申し込みください。（受付締切：平成 30 年 7 月 10 日（火））

詳細につきましては、下記コンテストの Web ページをご参照ください。

あん摩マッサージ指圧コンテスト 2018 特設ページ

<http://amscontest.wp.xdomain.jp/>

2. 第20回糸賀一雄記念賞・第4回糸賀一雄記念未来賞の募集について

公益財団法人 糸賀一雄記念財団における、「第20回糸賀一雄記念賞・第4回糸賀一雄記念未来賞」の応募案内が公表されました。

当表彰につきましては、障害者の基本的人権の尊重を基本に、生涯を通じて障害者福祉の向上に取り組みられた故糸賀一雄氏の心を受け継ぎ、障害福祉の分野で活躍をされている個人・団体を対象として行われるものです。

詳細につきましては下記および財団ホームページをご覧ください。

第20回糸賀一雄記念賞・第4回糸賀一雄記念未来賞 募集概要

【第20回 糸賀一雄記念賞】

1. 対象者

日本において、障害者などの「生きづらさ」がある人に対する実践活動に長く取り組み、その活動が高く評価され、一層の活躍が期待される個人および団体（法人、任意団体を問わない）

2. 募集期間

平成30年7月31日（火）必着

3. 応募方法

公益財団法人 糸賀一雄記念財団 HP (<http://www.itogazaidan.jp/kinen/bosyu/index.htm#a1>)
よりご応募ください。（応募は、自薦・他薦を問いません。）

【第4回 糸賀一雄記念未来賞】

1. 対象者

国内で活動し、福祉、教育、医療、労働、経済、文化、スポーツなどの分野における障害者または障害者と同様に社会的障壁による「生きづらさ」がある人に関する取り組みが先進的であり、今後一層の活躍が期待される個人および団体（法人、任意団体を問わない）

2. 募集期間

平成30年7月31日（火）必着

3. 応募方法

公益財団法人 糸賀一雄記念財団 HP (<http://www.itogazaidan.jp/kinen/bosyu/index.htm#a1>)
よりご応募ください。（応募は、自薦・他薦を問いません。）

【お問い合わせ先】

公益財団法人 糸賀一雄記念財団

〒525-0072

滋賀県草津市笠山七丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内

TEL : 077-567-1707 FAX : 077-567-1708

3. 「職場研修担当者研修（施設職員等コース）」参加者募集のご案内

全社協 中央福祉学院において、社会福祉法人・施設・社会福祉協議会等で人材育成の担当者の方を対象とした「職場研修担当者研修（施設職員コース）」が開催されます。

本研修では、人材育成の基本を学び、職場研修(OJT、OFF-JT、SDS)の効果的・実践的な手法を習得することを目的としています。講師は、本研修のテキストでもあります『福祉の「職場研修」マニュアル 福祉人材育成のための実践手引』を監修いただいた、宮崎民雄先生です。

人材育成を担当している方や、職場の人材定着のために、これから職場の研修を充実させたいとお考えの方も是非ご参加ください。

詳細につきましては下記および全社協 中央福祉学院のホームページをご覧ください。

全社協 中央福祉学院 ホームページ

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course321.html>

職場研修担当者研修（施設職員等コース）」参加者募集概要

1. 研修日程：平成30年7月28日(土)～30日(月)
2. 研修会場：中央福祉学院（ロフォス湘南）
〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44
3. 受講対象：社会福祉法人・施設・社会福祉協議会等で職場研修を推進する担当者等
4. 定 員：70名
5. 受講料：10,300円
6. 申込期限：平成30年7月6日(金)
7. 申込方法：中央福祉学院ホームページをご確認ください。
<http://www.gakuin.gr.jp/training/course321.html>
8. 問合せ先：中央福祉学院 TEL：046-858-1355